横浜市

(1/4枚目)

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)の申請書 について

申請締切日 令和6年 5/31(金) 必着

給付金の概要

支給対象	10万円	令和5年12月1日時点で横浜市の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和5年度(令和4年1/1~12/31の収入)の住民税が「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されている世帯※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
	こども加算	10 万円支給対象世帯のうち、平成 17 年 4 月 2 日生まれ以降のこどもが属する世帯
申請・	受給権者	世帯主
支	給額	1 世帯あたり 10 万円+上記加算対象のこども 1 人あたり 5 万円
申請	締切日	令和6年5月31日(金)必着
お問合せ先		横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受付センター (120-045-320 (月〜金9:00〜19:00 ※祝日を除く、3月3日までは土日祝含む)

[※]申請書類に不備のない場合、申請書の受付から支給まで概ね1か月程度かかる見込みです。 通帳への記帳等で振込状況をご確認ください。

申請方法

右の緊急支援給付金申請書にご記入いただき、下記の添付書類とともに、 各区役所に備え付けの返信用封筒にて、郵送してください。 もしくは、既製の封筒の場合は下記宛先まで、郵送してください。

〒221-8770 横浜市神奈川区新浦島町2丁目1-10 神奈川郵便局 郵便私書箱54号 横浜市給付金受付センター

添付書類について

①本人確認書類(世帯主と代理人)のコピー(※)

いずれか1点

封筒に、運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、健康保険証、年金手帳、 後期高齢者医療被保険者証、パスポート、在留カード 等のコピーを同封してください。

※法定代理の場合は、代理関係が確認できる 書類のコピー(発行から3か月以内)と 代理人の本人確認書類のコピーが必要です。 ※法定代理以外の代理の場合は、世帯主と 代理人両方の本人確認書類のコピーが 必要です。











②振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる 通帳のコピー(通帳の表紙をめくったページ等)、 またはキャッシュカードのコピーを同封してください。 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)





(イラストはイメージです。)

③ 「令和5年度課税状況を証明するための書類」の写し

- ※令和5年1月2日以降に、横浜市に転入された方全員の 「令和5年度課税状況を証明するための書類」の写し (課税証明書及び非課税証明書)を同封してください。
- ※収入がない15歳以下の方は、同封不要です。
- ※「令和5年度課税状況を証明するための書類」の写しは、令和5年1月1日時点で、 住民登録のあった市区町村で、取得してください。



非課税証明書
(100 100

(イラストはイメージです。)

横浜市長あて

/ a \	II	/ Ш+++
()	T	TU & +
.	74	(L IP L

世帯主氏名 ED は、 (署名または押印)

裏面記載の 誓約・同意事項 に同意の上、緊急支援給付金(10万円・こども加算)を申請します。

世 帯 主 氏 名 フリガナ	申請日	令和6年	 月	В
	電話番号	(携帯電話等	等、日中に連絡がとれる番 り -	号)
現住所			生年月[3

令和5年12月1日時点の世帯状況確認

※令和5年12月2日(土)~令和6年8月31日(土)までに生まれた児童は、別途手続きが必要です。 詳細につきましては前ページに記載のお問合せ先までご連絡ください。

No.	氏 名	続 柄	生年月日
1		本人 (世帯主)	
2			
3			
4			
5			

令和5年12月2日(土)~令和6年8月31日(土)までに生まれた児童がいる世帯は√を入れてください。 ※☑ した場合も別途手続きが必要です。詳細につきましては前ページに記載の お問合せ先 までご連絡ください。

合付金の振込□座 (※振込先について、下記の必要事項を記入してください。※世帯主または代理人の□座に限ります。)

1		口座名義 (カナ)																	
; 	7			金融機関	名	金融	融機関ニ]ード		支店名		店	番号	種別	□座₹	香号(右	言詰めて	5)	
		融機関												(普通)					
'		うちょ銀行												******					
	7	を除く)	(组行)(全庸)	信組、信油、	農位、治位、信	油			 /末龍\/3	古庄》(木所):	古話 (中進訴)			(当座)					

いずれか1つにご記入ください 口座名義人 (カナ) 記号(左詰めで) 番号(右詰めで) 通帳記号番号 ゆうちょ銀行 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)

- ※定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- ※海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

※口座をお持ちでない方(口座をお持ちの方は口座受取です)

金融機関の口座をお持ちでない方は、口座記入欄には記載せず、本人確認書類のコピーを 添付して、右記チェック欄に記載ください。本人限定受取の書留で支給します。受取りは、 ご本人による受取りのみ可能です(本人確認書類が必要)。なお、口座振込と比べて、申請 から支給まで相当の時間を要します。

横浜市指定の 方法で受給する ことに同意します

裏面に 続きます。 (5) 代理申請(受給)を行う場合 (※代理人が申請(受給)する場合に限り、ご記入ください。) (3/4枚目) は、

私(世帯主)

世帯主氏名 (署名または押印) ED

下記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の申請・請求・受給を委任します。

	代理人氏名	代理人	、生年月[3			代理人信	主所	
	フリガナ	① 明治 ② 大	E ③ 昭和	4 平成	〒	-			
代									
理									
人									
		年	月	В	電話番号	_	-	-	(携帯電話等、日中に) 連絡がとれる番号

誓約・同意事項/※必ずご確認ください

- ○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)(以下「本給付金」という。)の支給要件に該当します。
- ○世帯の全員が、「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されています。
- ○住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- ○給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと や必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ○公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ○令和6年6月28日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- ○市が本給付金の支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかんを問わず、振込不能等の事由によって 令和6年8月30日までに支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- ○本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、 また、世帯の一員が、本給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。

※ご提出いただく前に、もう一度ご確認ください。

添付書類について

①本人確認書類(世帯主と代理人)のコピー(※) いずれか1点

封筒に、運転免許証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、健康保険証、年金手帳、 後期高齢者医療被保険者証、パスポート、在留カード 等のコピーを同封してください。

※法定代理の場合は、代理関係が確認できる 書類のコピー(発行から3か月以内)と 代理人の本人確認書類のコピーが必要です。 ※法定代理以外の代理の場合は、世帯主と

代理人両方の本人確認書類のコピーが

必要です。











(イラストはイメージです。)

√ ②振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ) が分かる 通帳のコピー(通帳の表紙をめくったページ等)、 またはキャッシュカードのコピーを同封してください。 金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 普通預金 おなまえ 店番 口座番号 銀行番号 □□□□□銀行□□支店



(イラストはイメージです。)

③ [令和5年度課税状況を証明するための書類] の写し

- ※令和5年1月2日以降に、横浜市に転入された方全員の 「令和5年度課税状況を証明するための書類」の写し (課税証明書及び非課税証明書)を同封してください。
- ※収入がない15歳以下の方は、同封不要です。
- ※「令和5年度課税状況を証明するための書類」の写しは、令和5年1月1日時点で、 住民登録のあった市区町村で、取得してください。





(イラストはイメージです。)

横浜市 緊急支援給付金申請書 記入例

ボールペンでご記入ください。消せるボールペンや鉛筆等の消えやすい筆記用具による記入はおやめください。

緊急支援給付金 申請書

(4/4枚目)

横浜市長あて

(1)私(世帯主)

世帯主氏名 (署名または押印)

横浜 三郎

ਿ は、

裏面記載の 誓約・同意事項 に同意の上、緊急支援給付金(10万円・こども加算

記入する日

世帯主氏名				
フリガナ ヨコハマ サブロウ	申請日	令和6年	∓ 3	月 1 日
		(携帯電話	等、日中に連絡だ	がとれる番号)
横浜 三郎	電話番号	090 -	0000	- 0000
現住所			生	年 月 日
〒000-0000 横浜市〇〇区×××××			昭和 50	年1月2日

② 令和5年12月1日時点の世帯状況確認

※令和5年12月2日(土)~令和6年8月31日(土)までに生まれた児童は、別途手続きが必要です。 詳細につきましては前ページに記載の お問合せ先までご連絡ください。

No.	氏 名	続 柄	生年月日
1	横浜三郎	本人 (世帯主)	昭和 50 年 1 月 2 日
2	横浜 太郎	子	平成 22 年 4 月 5 日

- ③ 令和5年12月2日(土)~令和6年8月31日(土)までに生まれた児童がいる世帯は√を入れてください。 ※☑ した場合も別途手続きが必要です。詳細につきましては前ページに記載の お問合せ先 までご連絡ください。
- (4)給付金の振込□座(※振込先について、下記の必要事項を記入してください。※世帯主または代理人の□座に限ります。)



- ※定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- ※海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。
- (5) 代理申請(受給)を行う場合(※代理人が申請(受給)する場合に限り、ご記入ください。)

私(世帯主)

世帯主氏名 (署名または押印)

横浜 三郎

創は、

 代理人氏名
 代理人生年月日

 フリガオ▲ ▲ ▲ モモタロウ
 ① 明治 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成
 〒 000-000

 代理人
 ●● 年
 ●月 ●●日

 電話番号
 080 - 0000 - 0000(携帯電話等、日中に)連絡がとれる番号

誓約・同意事項 ※必ずご確認ください

- ○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(10万円・こども加算)(以下「本給付金」という。)の支給要件に該当します。
- ○世帯の全員が、「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者及び非課税者」のみで構成されています。
- ○住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- ○給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の 提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ○公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ○令和6年6月28日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- ○市が本給付金の支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかんを問わず、振込不能等の事由によって令和6年8月30日までに 支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- ○本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、 また、世帯の一員が、本給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。

